

居宅介護支援事業所管理者 様
(看護) 小規模多機能型居宅介護事業所管理者 様
米子市地域包括支援センター管理者 様

米子市長寿社会課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係るサービス担当者会議
およびモニタリングの取扱いの変更等について (お知らせ)

平素は、本市高齢者福祉行政に格別のご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、サービス担当者会議やモニタリングについては、令和2年3月3日付け長起第3761号-1「新型コロナウイルス感染症拡大防止に係るサービス担当者会議およびモニタリングの取扱いについて」(以下「前回の通知」)で通知しましたように、臨時的に柔軟な対応を可能としているところで

す。
この度、新型コロナウイルス感染症に係る「緊急事態宣言」が解除されたこと、また、本市において4月19日以降感染者の発生がないことから、この取扱いを下記のように変更することといたしました。

新型コロナウイルス感染症については、長期間に渡り現在のような状況が続くことも予想されています。適切な介護サービスを提供していくため、対策を取りながら、運営基準に沿ったサービス担当者会議やモニタリングを実施していく時期に来ていると考えますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

記

1 サービス担当者会議およびモニタリングの取扱いについて

前回の通知による「柔軟な対応」を可能とする期間は、**令和2年6月30日(火)まで**とします。令和2年7月1日以降は各運営基準に従ってください。面会する際は、マスクの着用や手洗い、訪問前に体温を測定する等の感染症対策を行ってください。また、可能な限り短時間で行う、換気を行ってもらう等の配慮もお願いいたします。

2 特例について

入所施設または本人・家族から新型コロナウイルスの感染防止を理由として面会を断られ、上記1によることができない場合は、特例として、前回の通知による「柔軟な対応」を行ってもよいこととします。前回の通知で可能としていた感染防止を理由とした事業所の判断によるものについては、今回は特例から除外します。

3 その他

介護認定の新規申請や区分変更申請で、要支援と要介護のいずれになるか判断がつかないため両方の暫定ケアプランを作成する必要がある場合は、従来と同様に居宅介護支援事業所と地域包括支援センターが連携して対応してください。感染防止を理由とした事業所の判断で対応を断ることはしないようにしてください。

担当 米子市長寿社会課
介護保険担当 足立・荒松
電話：23-5156